

特記仕様書

当特記仕様書は、河川管理施設安全確保事業 鴨部川自動堰外56水門保守点検業務に適用する。
第1条 目的

発注者香川県（以下「甲」という。）は、次に掲げる業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

1. 香川県が管理する堰、水門、樋門（以下、「水門施設」という。）の円滑な操作が行えるよう、水門施設の保守点検業務を行う。また、軽微な障害修理については、本業務の範囲に含まれるものとする。
2. 保守点検業務の実施箇所は、別添のとおりとする。
3. 業務の実施にあたり業務計画書を作成し、甲の了解を得るものとする。

第2条 定義

この契約において、保守点検業務の対象設備は、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、その他水門施設の効用を果すための設備とする。

第3条 保守点検

保守点検とは、設備の損傷ないし異常の発見、機能良否等の確認および記録をいい、目視、触診、聴診、機器等による計測、作動テスト等により行い、点検記録作成、処置立案までの一連の作業をいう。点検記録については、別添様式に基づき作成するものとする。なお、清掃、給油脂、手工具等による簡易な機械・電気部品の調整・取り替え作業などの点検整備も含む。保守点検は普通点検と年点検とに区分される。

また、普通点検と年点検の際には、下記の内容の点検を行うものとする。

1. 点検開始前及び終了後に、実際に運用している状態※において、水位計で計測した水位と実際の水位が合致しているか確認する。

※点検作業による不具合(ケーブル干渉等)を確認できるよう点検前後で行う。

他項目の点検のために水位計のふたを開けた状態などで上記を確認しないこと。

2. 自動化している水門の場合は、設定された水位条件で水門の扉体が開閉するか等の動作確認を行う。
3. 警報装置がある水門の場合は、異常時の連絡が正常に機能するか等の動作確認を行う。

第4条 普通点検

管理運転点検（以下、普通点検）は、ゲートを原則として負荷状態において試運転を実施し、設備の状態確認・動作確認を行う。また、設備各部の異常の有無や、障害発生の状況の把握ならびに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無を含め前回点検時以降の変化の有無について確認等を行う。各施設の普通点検については、一般的に下記の頻度を参考とする。

1. 予防維持管理区分

予防維持管理の施設については、普通点検を5月から10月の期間に月1回、合計で年間6回実施する。点検項目は甲と協議し、業務計画書において作成する。

2. 事後維持管理

事後維持管理の施設については、普通点検を5月から9月の期間に隔月1回、合計で年間3回実施する。点検項目は甲と協議し、業務計画書において作成する。

第5条 年点検

年点検とは、目視、触診、聴診のみならず各種計測を実施し、かつ事後保全対応項目における不具合を確実に検知し、さらに過去の点検記録の分析を実施する。年点検については、重要度A～Cの全ての施設において出水期の前までに実施する。点検項目は甲と協議し、業務計画書において作成する。

第6条 業務期間

業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

1. 業務期間中は24時間の連絡体制を確立すること。
2. 保守点検業務は、原則として夜間・休日・祝祭日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある、甲が認めた場合及び故障等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

第7条 報告及び検収

乙は、水門施設の保守点検を行い、保守状況を確認するとともに、その結果を1週間以内に点検整備記録表により甲に報告するものとする。ただし、設備の異常および故障を発見した場合は、直ちに甲に報告して指示を求めるものとする。また、甲は乙からの報告書を受領したときは、その都度、検収するとともに必要に応じて指導・監督を行うものとする。

第8条 権利及び義務の譲渡の制限

乙は、この契約にかかる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第9条 再委託の禁止

乙は、甲により委託された業務について、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第10条 損害の負担

業務を行うにあたり、乙の責に帰すべき理由により生じた損害は、乙の負担とする。また、乙は業務を行うにあたり、乙の責に帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第11条 契約の解除

甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。また、乙は前記の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対しその補償を請求することができないものとする。

第12条 契約外事項

この契約に定めのない事項、または、この契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ

て甲乙が協議して定めるものとする。

第 13 条 消耗品及び油脂等の交換

本業務の履行において、消耗品及び油脂等の交換の必要を確認した場合には、甲と協議の上、対応するものとする。

第 14 条 障害時等の対応

突発的な設備の故障及び破損等が認められた場合、下記のとおり対応する。

1. 障害発生を確認した場合は、速やかに現地に向かい現地調査を行った後、直ちに甲に報告するとともに、甲と協議の上、応急復旧作業を行うものとする。また、障害対応後 1 週間以内に障害内容の報告書を作成し、甲に提出する。
2. 応急復旧作業や軽微な部品の交換等で対応できない故障又は、機器設置時の瑕疵によるものと判明した場合は、可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものとする。

第 15 条 日報等の整備

業務の実施にあたっては、日報等を整備し、甲より申し出があれば、すみやかに提出しなければならない。

第 16 条 成果報告書の提出

業務完了時に日報及び点検結果報告書等を取りまとめた成果報告書を書面 2 部及び電子媒体 1 式にて提出するものとする。

第 17 条 点検結果の引継

本業務終了後、甲から本業務に関する問合せを受けた場合は、乙は誠実にこれに協力する。